

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町税の納税通知書用封筒を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 町民税・道民税納税通知書用封筒
- (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒
- (3) 軽自動車税(種別割)納税通知書用封筒

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年美瑛町条例第19号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に係るもの
- (6) 法令上の規制等を受けるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する順位は、次の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある民間事業者等で、町内に事業所を有するものの広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の民間事業者等で、町内に事業所を有するものの広告

(3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めたものの広告

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び掲載料)

第5条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、美瑛町の広報紙、公式ホームページ等に掲載し、募集するほか、広告代理店等（広告代理店その他広告主からの依頼により広告媒体を確保し、広告の作成を行う者をいう。以下同じ。）を活用することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、美瑛町納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿（町長が指定する電子媒体に記録したものを含む。）を添えて指定された日までに町長に提出するものとする。この場合において、申込者は、複数枠の申込みもできるものとする。

2 広告主からの依頼により広告代理店等が広告掲載の申込みをする場合においては、広告代理店等を申込者とみなす。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定に基づく申込書を受理したときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、美瑛町納税通知書用封筒広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税を完納していなければならない。この場合において、当該
 広告主が法人の場合にはその法人の代表者、個人の場合にはその個人と生計
 を一にする親族についても、町税を完納していなければならない。

3 広告原稿の作成に要する軽費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知
 書により一括納入するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消
 し、又は中止することができる。

(1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき

(2) 虚偽の広告掲載をしたとき

(3) 第2条各号のいずれかに該当したとき

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、美瑛町納
 税通知書用封筒広告掲載取消等通知書(様式第3号)を送付するものとし
 る。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、美瑛町納税通知書
 用封筒広告掲載取消申出書(様式第4号)を決定通知書により指定されてい
 る日までに町長に提出するものとする。

4 広告主は、広告掲載の取消し又は中止により、美瑛町に損害を与えた場合
 は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めによらない
 理由により、広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町
 長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度納税通知書用封筒から適用する。

別表（第5条関係）

位置・規格	掲載料	期間
窓あき封筒裏面 縦7cm×横10cm	封筒1枚当たり4円以上	町が当該年度の納税通知書を最初に発送したときからおおむね1年間

様式第1号（第7条関係）

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載申込書

年 月 日

美 瑛 町 長 様

(申込者)

住 所

会社（団体）名

氏 名

電 話

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 広告掲載の媒体

2 広告の内容 添付原稿のとおり

3 広告掲載料

(1) 町民税・道民税納税通知書用封筒	<u>1枚当たり</u>	円
(2) 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒	<u>1枚当たり</u>	円
(3) 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒	<u>1枚当たり</u>	円

4 条件

- (1) 各種法令及び美瑛町の規定を遵守します。
- (2) 町税の滞納はありません。

様式第2号（第8条関係）

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

美瑛町長

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分

掲載する 掲載しない

（理由）

2 掲載枚数及び期間

広告封筒数は 枚とし、掲載期間は、町が当該年度の納税通知書を当初に発布したときからおおむね1年間とします。

3 諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取消申出書（様式第4号）により 月 日までに、町長に提出してください。

様式第3号（第11条関係）

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

美瑛町長

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取扱要綱第11条第2項の規定に基づき、
次の理由により広告の掲載の取消し（中止）をしますので通知します。

広告掲載の取消し（中止）の理由

様式第4号（第11条関係）

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取消申出書

年 月 日

美 瑛 町 長 様

（申込者）

住 所

会社（団体）名

氏 名

電 話

美瑛町納税通知書用封筒広告掲載取扱要綱第11条第3項の規定に基づき、
次の理由により広告の掲載を取り消したいので届け出いたします。

広告掲載の取消しの理由
